

千葉県立市原特別支援学校いじめ防止対策基本方針

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成29年3月16日に国のいじめ防止対策基本方針が改定された。これを受け、千葉県においては、平成29年11月15日に改定基本方針が発表された。そのため、本校でもいじめ防止対策基本方針の改正を行うこととした。

1 いじめについて

『いじめの定義』

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（千葉県いじめ防止基本方針）

『いじめ防止等の対策に関する基本理念』

いじめは、全ての児童生徒に關係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。（千葉県いじめ防止基本方針）

上記の定義、基本理念より本校では全ての職員が「いじめは、どの学級でも起りうるものであり、いじめ問題に全くの無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の児童生徒が「いじめのない仲良く元気な学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止対策基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の要点をあげる。

- (1) いじめを許さない。見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童生徒一人ひとりの自己肯定感を高め、自己有用感を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をする。
- (5) 学校と家庭が協力して、事前事後指導にあたる。
- (6) いじめ問題の対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

2 具体的な体制及び実施計画

「いじめ防止対策委員会」

いじめの未然防止・発生時対応・事後指導を行う。

いじめ防止対策委員（組織）

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学部主事、養護教諭、教育支援係

いじめ防止対策委員会は、5月、7月、12月、3月の年4回実施を基本とし、さらにいじめの可能性がある場合やいじめが起きた場合には、その都度臨時で実施する。また、3月のいじめ防止対策委員会では、学校いじめ防止対策基本方針の見直しを行うものとする。

3 未然防止のためにすること

- (1) 全ての児童生徒に起きる可能性があるものとして、日常的に担任から各学級で生徒指導の機能を重視した児童生徒一人ひとりに「自己肯定感」を持たせる場面や、「自己決定」の場面を与えるなどの取組を行う。
- (2) 全校集会や学部集会などで「いじめは絶対に許されないこと」「暴力や暴言を絶対に許さないこと」を指導する。また、インターネットを通じて行われるいじめについても、集会などで何がいじめになるのか理解させて発生を防止する。
- (3) いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」もいじめにつながっていることを集会等で指導を行う。
- (4) 生徒会の行事の中に「おもいやり週間」を設け、人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。(児童生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など) また、いじめに対する児童生徒の自発的な活動を支援する。
- (5) 児童生徒の様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、「学級・学年の日」「学部会」などの場において共有し、より大勢の目で当該児童生徒を見守る。解決すべき問題がある場合には、教育相談等で当該児童生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- (6) 教職員は、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し速やかに学校に相談するように面談時に啓発を行う。
- (7) 教職員の不適切な発言(差別的発言や生徒を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することがあるため、教職員自身も日頃から発言や行動に十分注意する。
- (8) 過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発することがあることを教職員自身が認識し、注意して指導を行う。
- (9) 前期・後期に、いじめ防止対策委員会より「いじめアンケート」を実施することで児童生徒に「いじめは絶対にいけない」ということを繰り返し認識させるようする。また、同時期に個別相談を行い、生徒が悩みを打ち明けられる場を設けるようとする。
- (10) 児童生徒の小さな変化も注意を払い、気づいた情報を確実に共有する。情報を生徒指導主事が集約して、いじめ防止対策委員会で対応を考え、迅速に指導にあたるようにする。
- (11) 教職員は日ごろから休み時間などに人間関係を観察して、児童生徒同士のふざけあい等にも注意を払い、いじめ及びいじめの前兆を目撃した児童生徒が教職員にすぐ報告ができるような環境(場)をつくるようにする。
- (12) 教職員のいじめ対応力強化や組織的対応のために職員会議で年度初めに共通理解を図る。

4 いじめの相談・通報について

- (1) いじめ相談窓口を設置し、廊下や階段等にいじめ相談窓口を知らせる掲示を行い、児童生徒へ周知する。そして、児童生徒がいじめに関する悩み等をいつでも相談できるようにする。なお、いじめ相談窓口は、養護教諭と教育支援係とする。
- (2) 学校以外の相談・通報窓口として、子どもと親のサポートセンター電話相談窓口(電話番号0120-415-446)があり、24時間体制での電話相談を実施していることを、児童生徒、保護者に周知する。
- (3) いじめについて相談や通報(話す勇気、チクリは卑怯な行為ではなく、困っている人を助けるためには必要なことである等の児童・生徒への説明)の指導を学期最初の学部集会の時やアンケート実施の時に行う。

5 いじめに対する措置

- (1) 教職員や保護者は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると思われるときは「いじめ防止対策委員会」に報告し適切な措置をとる。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」はいじめの疑いがあるときは、速やかにいじめの有無を確認し、校長はその結果を千葉県教育委員会に報告し、その後の対応について相談する。
- (3) いじめが確認された場合には、速やかに組織的に対応し、当該児童生徒の人格の成長や教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ①いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止をするために、「いじめ防止対策委員会」で判断された指導方針を受け、いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言を継続的に行う。
- ②いじめ加害者や周辺の児童生徒への聞き取り調査として、本人の人権を考慮し、聴取は必ず教職員2名で行い、必ず1名が記録を取るようにする。聴取場所として、多目的室を使用する。聴取時間は、50分を目安に、本人から申し出があれば休憩を入れるようにする。また、聴取が給食の時間にかかった場合には、必ず食事の時間を取るようにする。聴取の際、威圧的な態度や暴言などの不適切な聴取方法は禁止する。記録した用紙は生徒指導主事に提出し、供覧した後、生徒指導主事が保管する。
- ③いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）をかけることを防止するため、被害者や通報者については、本人の了承を取ったのちに、全教職員に周知し、加害者からの接触がないか、教職員で連絡を取り合いながら様子を確認する。また、必要に応じて活動の場所を変えたり、登下校の方法や時間を変えたりするなどの対応を行うようにする。
- ④いじめの調査結果について被害生徒、保護者へ情報を提供し、加害児童生徒、保護者へいじめの事実の通知を行うようとする。
- ⑤いじめを受けた児童生徒・保護者への説明・保護・支援やいじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童や他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。必要な措置としては、徹底して守り抜くことを本人、保護者へ伝える。今後の対応について説明し、不安な点を聴取し、対応策を示す。細かな点に配慮した対応について具体例を示す。
- ⑥学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦その後の状況の変化を「いじめ防止対策委員会」に報告し、今後の対応を検討する。
- ⑧いじめをした児童生徒には、今後いじめをすることがないようにいじめ防止対策委員会及び全職員で指導する。
- ⑨いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」についても同時に事情を聴取し、指導する。

6 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）

（1）学校内及び教育委員会への報告連絡

①いじめの大小に関わらず、いじめを発見した場合

発見者→担任→学部主事→生徒指導主事→教頭→校長というように報告を行い、学校いじめ防止対策委員会を招集し、生徒指導主事が調査結果を報告し、重大事態に該当するか否かを校長が判断する。

②重大事態と判断された場合

校長は、学校安全保健課と指導課に報告を行う。

- （2）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきであると認める場合は、所轄警察署と連携して対処する。また、児童生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報する。
- （3）「いじめ防止対策推進法第25条 校長及び教職員による懲戒」校長及び教職員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めたときは、適切に懲戒を加える。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

7 公表、点検、評価等

- （1）学校いじめ防止基本方針は、学校ホームページで公表を行う。
- （2）年度毎にいじめについての調査や分析を行い、これに基づいて年度末のいじめ防止対策委員会で次年度に向けて学校いじめ防止対策基本方針の見直しを検討し、必要があれば改定を行う。
- （3）年度毎に保護者、児童生徒、所属教職員等で評価をするために、学校評価アンケートに人権を意識した取組についての評価を入れる。

平成30年12月30日 改訂